

保護者の皆様へ

令和2年5月14日

山鹿市教育委員会 教育総務課

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への
就学援助について

山鹿市では、経済的な理由などで小中学校の就学に困っている世帯を対象に、給食費や学用品費等の一部を援助しています。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響による就労の休業・失業等により収入が激減した方や、自営業で売り上げが激減した方など、家計が急変し、お子様の就学にかかる経費についてお困りの方は学校へご相談ください。

○就学援助の対象となる方

- ① 生活保護の停止、または廃止を受けた方
- ② 市民税の非課税、減免、または個人事業税、固定資産税の減免を受けている方
- ③ 同居の居住者全員が国民年金の保険料の全額減免を受けている方
- ④ 国民健康保険税の減免、または徴収の猶予を受けている方
- ⑤ 児童扶養手当の支給を受けている方
- ⑥ 生活福祉資金による貸付けを受けている方
- ⑦ 現在、世帯の主たる収入者が職業安定所登録日雇労働をしている方
- ⑧ その他経済的に困窮し学用品等に不自由し、また学校納付金の支払いに困っている方
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し、就学のための経費の支払いに困っている方

※ ⑨については、今年度の特例となります。

○申請方法

支給を希望される方は、先ずお子様が通われている学校にご相談ください。

○支給開始時期

認定された場合は、申請の翌月から支給開始となります。